

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

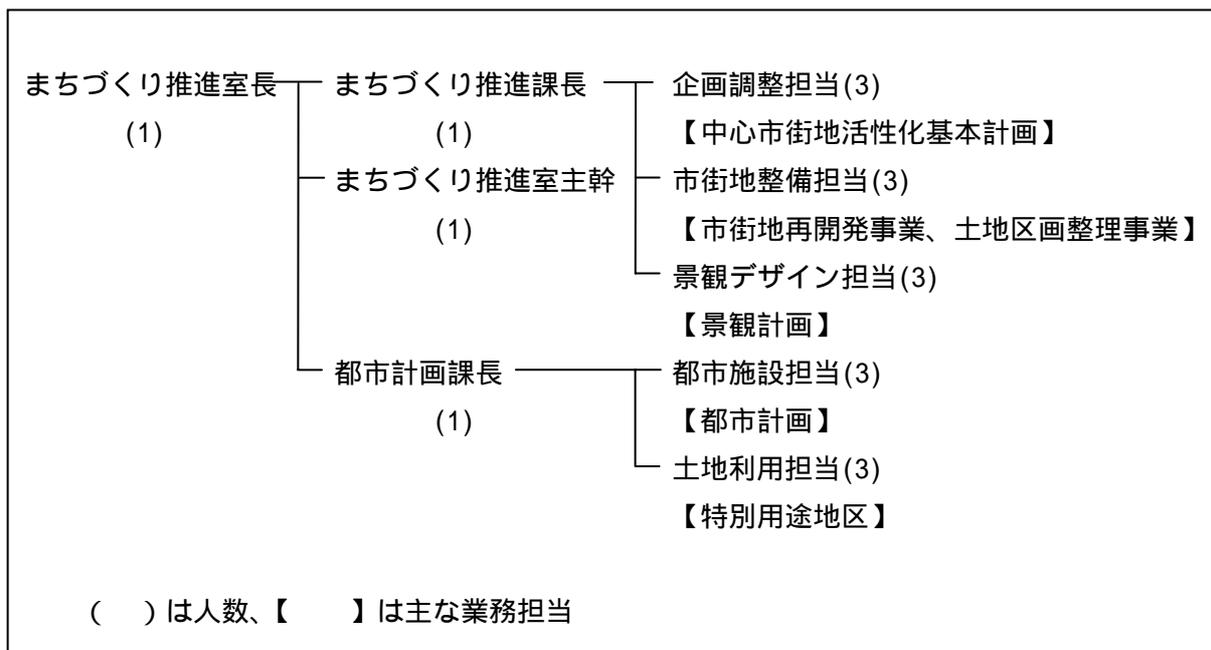
(1) まちづくり推進室の設置

本市では、中心市街地の活性化について、昭和61年に旧建設省の事業である「地方都市中心市街地活性化計画(シェイプアップマイタウン計画)」の認定を受け、昭和63年に市街地活性化対策室を設置し、中心市街地整備に取り組んできた。

また、平成11年には、旧中心市街地活性化法に基づく「街なか活性化計画」を策定し、中心市街地活性化のため52の事業を計画し実施してきた。

平成16年4月に機構改革を行い、これまで中心市街地の活性化を担ってきた市街地活性化対策室の業務と都市環境デザイン課が担ってきた都市環境整備と景観デザインの業務、更に都市計画課を統合し、新たにまちづくり推進室を設置したところである。これにより、本市の特色である歴史的景観の保全を含め、総合的なまちづくりの体制づくりがなされた。

機構図



(2) 小樽市中心市街地活性化基本計画策定関係部長会議の設置

市長を筆頭とする「関係部長会議」により、新たな小樽市中心市街地活性化基本計画の策定を積極的に進める。

関係部長会議の構成

市長、副市長、総務部長、財政部長、産業港湾部長、生活環境部長、福祉部長、教育部長、水道局長、建設部長

#### 関係部長会議の開催状況

【第1回 平成19年2月8日】

- ・ 中心市街地活性化基本計画について

【第2回 平成19年5月23日】

- ・ 中心市街地活性化基本計画の策定に向けて

【第3回 平成19年8月10日】

- ・ 中心市街地活性化基本計画の策定に向けて

【第4回 平成20年2月27日】

- ・ 中心市街地活性化基本計画の策定に向けて

### (3) 小樽市中心市街地活性化基本計画庁内検討会議の設置

新たな小樽市中心市街地活性化基本計画を策定するに当たり、関連する分野が多岐にわたることから、総合的な調整を図るため、小樽市中心市街地活性化基本計画庁内検討会議を設置（平成19年3月設置）し、計画内容の検討を行う。

#### 庁内検討会議の構成

部	補 職 名	備 考
総務部	企画政策室 総合計画担当主幹	
財政部	財政課長	
産業港湾部	商業振興担当主幹	
	観光振興室 観光事業担当主幹	
	港湾室 事業課長	
生活環境部	生活安全課長	
福祉部	地域福祉課長	
建設部	まちづくり推進室長	
	まちづくり推進課長	
	都市計画課長	
	建築住宅課長	
	建設事業課長	
教育委員会	生涯学習課長	

#### 庁内検討会議の開催状況

【第1回 平成19年3月1日】

- ・ 中心市街地活性化基本計画の策定に向けて

【第2回 平成19年3月22日】

- ・ 中心市街地活性化にかかる国土交通省支援メニューについて

【第3回 平成19年5月16日】

- ・ 中心市街地活性化基本計画の策定に向けて

【第4回 平成19年8月7日】

- ・ 中心市街地活性化基本計画の策定に向けて

【第5回 平成19年12月4日】

・ 中心市街地活性化基本計画の策定に向けて

#### (4) 小樽市中心市街地活性化基本計画策定庁内ワーキンググループの設置

中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、全庁的な取組とするため、建設部まちづくり推進室まちづくり推進課、産業港湾部商業労政課及び企画政策室により「中心市街地活性化基本計画策定ワーキンググループ」を設置し、適宜打合せを行っている。

庁内ワーキンググループ打合せ状況

【平成19年4月10日】

【平成19年4月19日】

【平成19年4月24日】

【平成19年7月12日】

【平成19年7月18日】

【平成19年10月11日】

【平成19年11月29日】

【平成20年2月18日】

【平成20年3月3日】

#### (5) 基本計画案に対する市民意見

中心市街地活性化に関する市民の声を基本計画に取り入れるため、平成20年3月14日から3月24日までの10日間、基本計画の素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント手続）を本市のホームページ、市役所の情報公開コーナー、市内3箇所のサービスセンター（総合・銭函・塩谷）にて実施した。

その結果、16件の意見などが寄せられ、これについては、市のホームページ上に考え方を公表した。

#### (6) 旧国鉄手宮線活用懇話会

本市では、平成13年度にJR北海道から取得した旧国鉄手宮線の中央通りから寿司屋通りまでの区間（約510m）について、既存の鉄道施設を残し、歴史性の保全を重視しながら、市民や観光客に親しまれるオープンスペースとして暫定整備しており、平成18年度には、中央通りから総合博物館前までの区間（約1,160m）についても取得した。

この沿線には昔の面影を残す北運河や路地空間、歴史的建造物等があり、その活用方策が中心市街地のにぎわいづくりの面からも課題となっていることから、平成19年度中に事業者、地域住民、まちづくり団体、行政等で「旧国鉄手宮線活用懇話会」を設立し、事業検討を進めており、中心市街地活性化協議会からもメンバーとして参加している。

旧国鉄手宮線活用懇話会の開催状況

【平成20年2月26日】

## [ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### ( 1 ) 小樽市中心市街地活性化協議会の概要

小樽商工会議所と小樽駅前ビル株が共同設立者となり、平成 19 年 2 月 26 日に小樽市中心市街地活性化協議会を設立した。

協議会の構成員は次のとおりである。

#### 法第 15 条第 1 項関係 (協議会を組織できる者)

(まちづくり会社) 小樽駅前ビル株式会社  
(商工会議所) 小樽商工会議所

#### 法第 15 条第 4 項関係 (協議会に参加することができる者)

(市街地の改善のための事業を実施しようとする者)

小樽駅前第 3 ビル周辺地区市街地再開発組合

(認定基本計画及びその実施に密接な関係を有する者)

サンビルプラザ商店会(組織解散により脱会)

小樽開発株式会社

小樽サンモール一番街商店街振興組合

(商業の活性化のための事業を行う者)

小樽市商店街振興組合連合会

小樽都通り商店街振興組合

小樽花園銀座商店街振興組合

サンポート事業協同組合(平成 20 年 3 月 27 日付参加申出)

(市町村)

小樽市

(公共交通機関の利便増進事業を行う者)

北海道中央バス株式会社

#### 法第 15 条第 8 項関係 (協議会に協力を求められる者) 法定外

(観光) 社団法人小樽観光協会

(教育文化) 独立行政法人小樽商科大学

(医療福祉) 小樽市社会福祉協議会

(環境・コミュニティ) 小樽市総連合町会

#### オブザーバー

北海道

### ( 2 ) 法第 15 条第 3 項の規定の適合

小樽市中心市街地活性化協議会の設立内容については、小樽商工会議所のホームページにおいて規約、構成員、開催結果を公表している。

小樽商工会議所ホームページ(中心市街地活性化協議会)

<http://www.otarucci.jp/kyougikai/kyougikai.htm>

### (3) 法第15条第4項、第5項の規定の適合

平成20年3月に小樽駅前第2ビルの「サポート事業協同組合」から協議会への参加申出があり、第5回協議会で構成員としての参加について報告している。

#### 小樽市中心市街地活性化協議会の開催状況

##### 【第1回 平成19年2月26日】

- (議題) ・小樽市中心市街地活性化協議会委員(案)について  
・小樽市中心市街地活性化協議会規約(案)について  
・中心市街地活性化基本計画について  
・改正まちづくり三法の概要について(講演会:独立行政法人中小企業基盤整備機構)

- (内容) ・協議会の委員、規約等の議案について協議し、可決した。  
・中心市街地活性化基本計画の概要について説明したほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構より、中心市街地活性化法の新旧比較や、基本計画の認定基準等について説明を受けた。

##### 【第2回 平成19年7月10日】

- (議題) ・中心市街地の現状と課題について

- (内容) ・小樽市中心市街地活性化基本計画(案)のたたき台として、中心市街地の現状と課題に関する協議を行った。

##### 【第3回 平成19年12月25日】

- (議題) ・中心市街地活性化の基本的な方針と目標について

- (内容) ・小樽市中心市街地活性化基本計画(案)のたたき台として、中心市街地活性化の基本的な方針と目標に関する協議を行った。

##### 【第4回 平成20年2月29日】

- (議題) ・小樽市中心市街地活性化基本計画の目標を達成するための事業(案)について

- (内容) ・小樽市中心市街地活性化基本計画の目標の達成状況を把握する数値指標と目標を達成するための事業(案)に関する協議を行った。

##### 【第5回 平成20年4月9日】

- (議題) ・委員の変更について、サポート事業協同組合からの申請について  
・小樽市中心市街地活性化基本計画(案)について

- (内容) ・人事異動等に伴う委員の変更、協議会への参加申出について報告を行った。  
・小樽市中心市街地活性化基本計画(案)の修正箇所や計画案に対する市民意見の募集結果について説明し、基本計画(案)全般に関する協議を行った。

#### 小樽市中心市街地活性化協議会準備会の開催状況

【平成18年11月8日】(小樽駅前ビル株式会社、小樽商工会議所、小樽市)

【平成18年12月15日】( " )

【平成19年1月10日】( " )

【平成19年2月20日】( " )

#### (4) 小樽市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成20年4月17日

小樽市長 山田 勝 磨 様

小樽市中心市街地活性化協議会  
会長 鎌田 力

小樽市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、小樽市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出します。

(意見)

小樽市中心市街地活性化基本計画（案）は、小樽市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

(付帯意見)

稲穂一丁目大型空き店舗（旧丸井今井小樽店）の全館再活用は、中心商店街の活性化や来街者の増加のために極めて重要な事業であり、官民一体となって早急かつ積極的に取り組む必要があることから、この実現に向けて特段のご配慮をお願いしたい。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

#### (1) 中心市街地活性化協議会による事業推進

中心市街地の活性化に当たっては、中心市街地の住民、商業者だけでなく、全市的な観点から市民全体がその課題と必要性を理解することが必要である。

本市は、「運河論争」を経ることにより、様々な領域に多くの「まちづくり団体」が存在する。今後中心市街地の活性化に取り組むには、これらのまちづくり団体がそれぞれの分野に閉じこもることなく縦横に連携することが重要であり、そのための核として中心市街地活性化協議会の果たす役割は大きい。これらのまちづくり団体の知恵を活用しながら、市民の様々な階層の意見を集約し、活動する場として、中心市街地活性化協議会を活用し、官民合わせて中心市街地の活性化に取り組む。

#### (2) まちづくり団体等との連携

##### ●社団法人小樽観光協会との連携

本市の中心市街地においては、観光客の回遊増進や宿泊滞在型観光への移行を進めることが活性化の重要な要素であると位置づけたところである。そのためには、主体である観光事業者、経済界、行政がそれぞれの役割に応じて積極的に取り組む必要があり、要となるのが社団法人小樽観光協会である。

社団法人小樽観光協会は、平成 19 年 4 月に旧小樽観光協会と小樽観光誘致促進協議会が統合して発足した。事業推進のため四つの委員会（「観光まちづくり委員会」「観光プロモーション委員会」「商品開発委員会」「広報・ホームページ委員会」）を新設し、戦略的な観光振興策を推進することから、社団法人小樽観光協会と連携を図り事業推進を行う。

##### ●まちづくり団体との連携

###### ・旧国鉄手宮線

旧国鉄手宮線の活用については、昭和 60 年に手宮線が廃止となって以降市民から様々な意見があり、多くのまちづくり団体から意見が寄せられた。

平成 8 年に旧国鉄手宮線活用打合せ会議（26 団体）から路面電車等の具体的検討と散策路系を基本としたオープンスペース的利活用の提言がなされた。

本市ではこの提言や市民アンケート調査を踏まえ、平成 11 年 3 月に将来の輸送系としての可能性を残しながらオープンスペースとしての活用を図る方向を打ち出し、寿司屋通りから中央通りまでの区間については平成 13 年にオープンスペースとして整備を行った。

平成 19 年 3 月に取得した中央通りから総合博物館前までの区間についても整備が課題であることから、関係するまちづくり団体と協議しながら活用に向け事業検討を行う。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方

( 1 ) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

①小樽市新総合計画（策定中）

本市の高齢化率は 29%を超え、高齢者等が暮らしやすい市街地の形成が急務となっている。平成 21 年度から始まる新総合計画の策定に当たっては、中心市街地への都市機能の集約を課題の一つとし、コンパクトなまちづくりの考え方を盛り込む方向で検討している。

②小樽市都市計画マスタープラン（改訂予定）

新総合計画に合わせ、中心市街地への都市機能の集約をすすめ、コンパクトなまちづくりを目指す形で改訂を進める。

( 2 ) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

準工業地域における大規模集客施設の立地制限

準工業地域において特別用途地区を活用し、大規模集客施設の立地を制限している。

[ 2 ] 都市計画手法の活用

本市では、中心市街地における都市機能の増進等を進めていくため、多様な用途を許容する準工業地域約 683ha の内、大規模集客施設の立地を制限するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）約 529ha を平成 19 年 11 月 30 日に都市計画決定した。

この特別用途地区（大規模集客施設制限地区）と、これ以前に準工業地域内に都市計画決定している特別用途地区（特別業務地区（第一種、第二種））約 154ha を併せ、準工業地域全域となる約 683ha の特別用途地区の建築物制限として、「小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」について、10,000 m<sup>2</sup>を超える大規模集客施設の立地を制限する条例改正を行い、平成 19 年 11 月 30 日に施行した。

■ 小樽市都市計画決定状況（準工業地域約 683ha 内の特別用途地域の決定状況）

・種類：特別用途地域

・特別業務地区（第一種）：約 33ha

特別業務地区（第二種）：約 121ha （約 154ha 平成 17 年 3 月 29 日告示）

・大規模集客施設制限地区

小樽都市計画区域：約 429ha

札幌圏都市計画区域：約 100ha （約 529ha 平成 19 年 11 月 30 日告示）

・備考：小樽都市計画区域、札幌圏都市計画区域（小樽市域）のすべての準工業地域

大規模集客施設の立地規制に係る経緯

平成 19 年 8 月 7 日～20 日 都市計画案（特別用途地区）の縦覧

平成 19 年 8 月 29 日 小樽市都市計画審議会

平成 19 年 9 月 7 日 小樽市議会第 3 回定例会に建築条例案を提案

平成 19 年 9 月 27 日 特別用途地区建築条例の可決

平成 19 年 9 月 28 日 特別用途地区建築条例の公布（小樽市条例 32 号）

平成 19 年 11 月 30 日 特別用途地区建築条例の施行

都市計画（特別用途地区）の告示

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

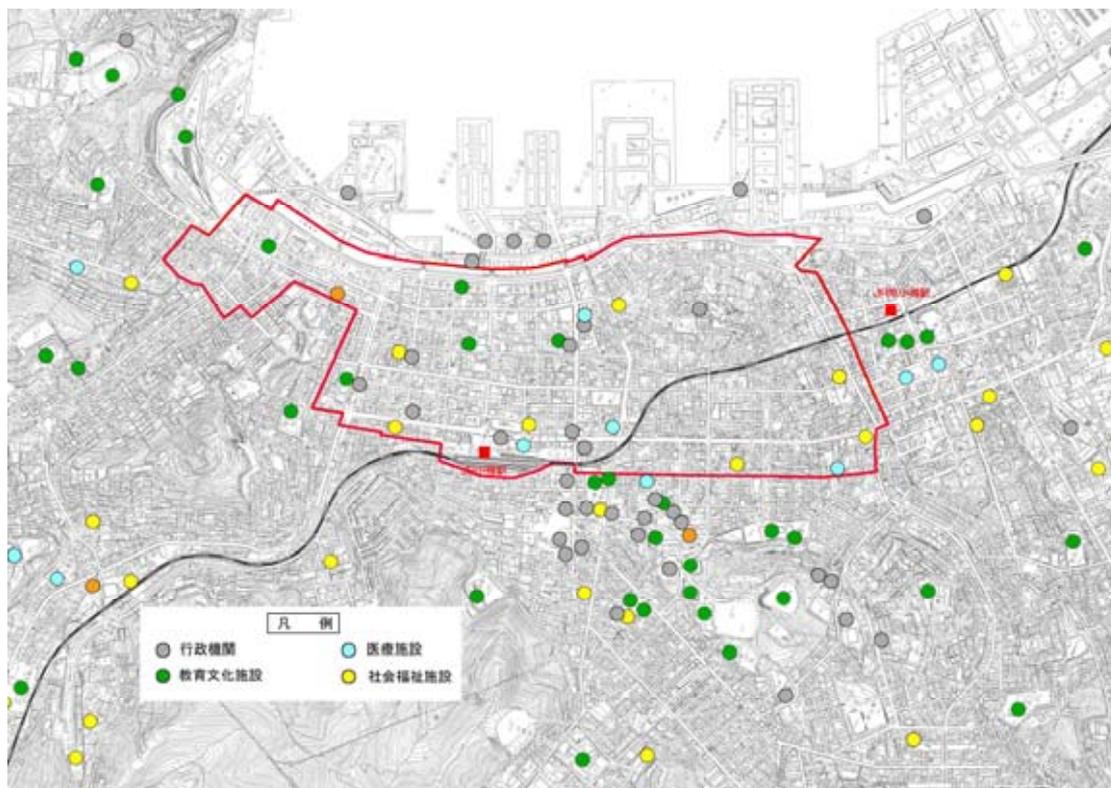
施設名	敷地面積	床面積	構造等	開設年	利用状況
駅前第1ビル	2,756 m <sup>2</sup>	13,325 m <sup>2</sup>	SRC	昭和49年	1・2階 商業 3・4階 事務所 病院、市営住宅
駅前第2ビル	5,148 m <sup>2</sup>	19,629 m <sup>2</sup>	SRC	昭和50年	長崎屋小樽店
駅前第3ビル	2,772 m <sup>2</sup>	9,876 m <sup>2</sup>	SRC	昭和51年	解体済み
	3,560 m <sup>2</sup>	26,646 m <sup>2</sup>	RC	平成21年 (予定)	ホテル、商業施設、分譲住宅、 駐車場(再開発事業)
小樽開発ビル	6,885 m <sup>2</sup>	43,556 m <sup>2</sup>	RC SRC	平成3年	ホテル 旧丸井今井小樽店(撤退)
稲北ビル	6,284 m <sup>2</sup>	24,147 m <sup>2</sup>	SRC	平成11年	店舗、事務所、市営住宅、分 譲住宅、コミュニティ施設

既存大規模建築物のうち、駅前第3ビル及び小樽開発ビルについては、それぞれ第1種市街地再開発事業及び第1種大規模小売店舗立地法特例区域指定の要請により、事業推進を行う。

(2) 小樽市における行政機関、都市福利施設等の立地状況等

本市における主な施設の立地状況は以下のとおりである。

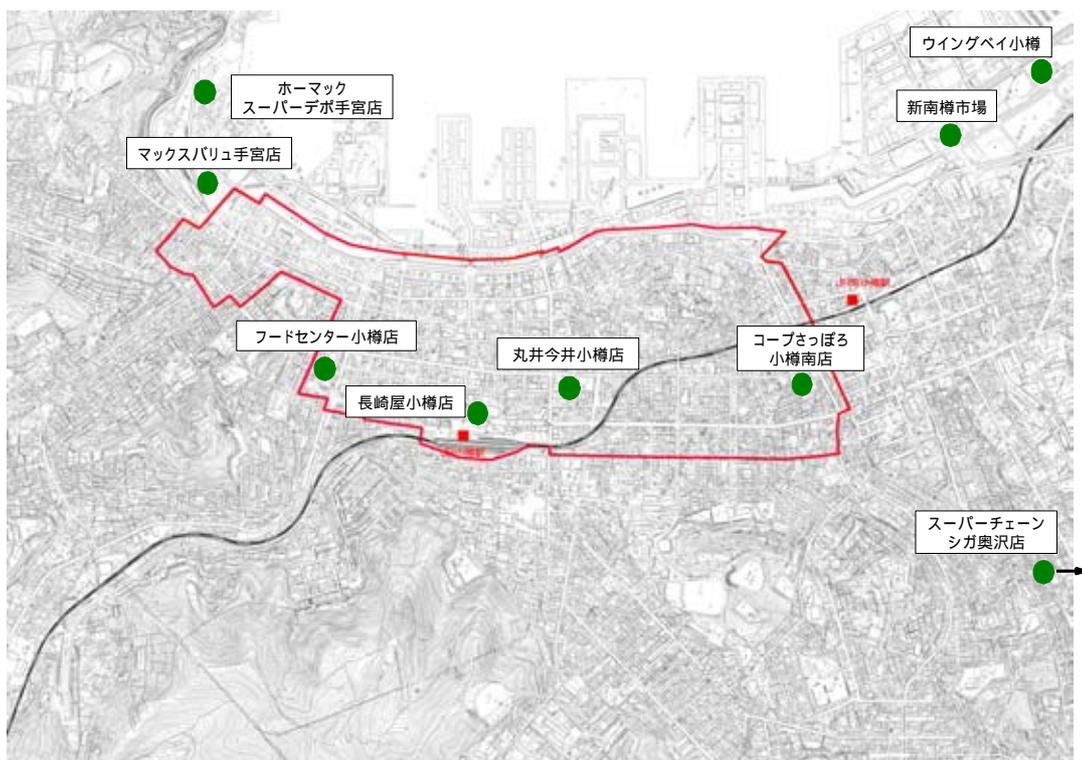
市立小樽病院及び市立小樽第二病院は統合して築港地区に移転建替を予定しているが、市等の行政機関については、中心市街地外への移転計画はない。



### (3) 小樽市における大規模集客施設の立地状況 (3,000 m<sup>2</sup>以上)

名称	開店年	店舗面積	小売業者	備考
ウイングベイ小樽	平成 11 年	98,000 m <sup>2</sup>	(株)ポスフルほか	
丸井今井小樽店	平成 2 年	14,533 m <sup>2</sup>	平成 17 年 10 月撤退	中心市街地
長崎屋小樽店	昭和 50 年	12,066 m <sup>2</sup>	(株)長崎屋	中心市街地
ホームックスーパーデポ手宮店	平成 17 年	6,671 m <sup>2</sup>	ホームック(株)	
マックスバリュ手宮店	平成 7 年	4,352 m <sup>2</sup>	マックスバリュ北海道(株)	
コープさっぽろ小樽南店	昭和 52 年	3,877 m <sup>2</sup>	生活協同組合コープさっぽろ	中心市街地
新南樽市場	平成 11 年	3,213 m <sup>2</sup>	共同店舗	
スーパーチェーン・シガ奥沢店	平成 14 年	3,181 m <sup>2</sup>	(株)丸しめ志賀商店	
フードセンター小樽店	平成 11 年	3,009 m <sup>2</sup>	マックスバリュ北海道(株)	中心市街地

大規模集客施設で1万m<sup>2</sup>を超えるのは、ウイングベイ小樽、旧丸井今井小樽店、長崎屋小樽店の3店で、このうち旧丸井今井小樽店、長崎屋小樽店が中心市街地にあるが、旧丸井今井小樽店が現在空き店舗であるため、中心市街地活性化事業の推進が求められている。



#### [4] 都市機能の集積のための事業等

##### 【事業一覧】

- ・ 小樽駅前第3ビル周辺地区第1種市街地再開発事業
- ・ 第1種大規模小売店舗立地法特例区域指定の要請

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### (1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

##### ①全国都市再生モデル調査（平成 15 年度）における試行

平成 15 年度に都市再生モデル調査の採択を受け、中央通りという新しい都市軸の完成を期に、これまでのまちづくりに不足していた「都市内の回遊性の確保」、「新しい観光の魅力スポットの創出」などへの対応策となるようなイベントとして、都通り梁川商店街の小樽中央市場の空き小間を「屋台村ガンガン屋台」として活用することで、新たな観光スポットとしての可能性や中心市街地の活性化に向けた可能性を検証した。また、屋台村来訪者にアンケート調査を行い、効果や課題を整理した。

その結果、「屋台村」は、観光客のみならず、多くの市民にも好評であり、空き小間を活用した市場の活性化方策の一つとしてだけでなく、中心市街地全体の回遊を促す効果が確認された。

このため、サンモール一番街商店街の一角に地元有志による十数店が軒を連ねる「おたる屋台村レンガ横町」(平成 16 年 7 月)のほか、小樽運河沿いに札幌市の菓子メーカーが企画運営する屋台村「小樽出抜小路」(平成 17 年 4 月)がオープンし、中心市街地のにぎわいの創出に取り組んでいる。

##### ②市街地再開発による中心市街地の活性化

「小樽駅前第 3 ビル周辺地区第 1 種市街地再開発事業」は、子育て支援に配慮した住宅やバリアフリー化された住宅の整備、商業・サービス機能としてのホテルや商業施設、駐車場等の整備を行うことで、まちなか居住の推進、歩行者通行量や宿泊客数の増加により中心市街地のにぎわい創出につながる事業である。

都市計画決定告示：平成 18 年 9 月 11 日 組合設立認可：平成 19 年 1 月 16 日

##### ③イベントを中心とした中心市街地の活性化

本市では、昭和 42 年度から夏のイベントとして「おたる潮まつり」を、平成 10 年度から冬のイベントとして「小樽雪あかりの路」を継続して実施している。また、平成 17 年度からは初冬の観光客誘致のために多様な事業者が連携した「小樽ロングクリスマス」が行われている。そのほか、商店街でも各種のイベントが行われ、中心市街地のにぎわいの創出につながっている。このため、各種事業と連携したイベントを引き続き実施し、中心市街地のにぎわいの創出を図る。

##### ④まちなか居住の推進による中心市街地の活性化

本市では、平成 11 年に「稲北地区市街地再開発事業」において、24 戸を市営住宅として買い取り、公営住宅によるまちなか居住に取り組んでいるほか、新婚世帯の小樽市内への居住を進めるため、平成 14 年から 17 年までの 4 年間「若年者定住促進家賃補助制度」を実施してきた。引き続き、空き家バンク事業など新たな取組により、まちなか居住を推進する。

#### ⑤観光客の受入態勢整備による中心市街地の活性化

本市では、平成 18 年に「小樽観光大学校」を産学官により設立し、小樽観光の本質をとらえた人材育成を目指して「おたる案内人講座」を開設している。平成 19 年 1 月に第 1 回の「おたる案内人検定試験」を行い、1 級 64 名、2 級 84 名の合格者があった。

今後も案内人講座に、主に観光客と接する従業員らを対象に想定した上級コースを設けるなどして人材育成を進め、受入態勢を底上げすることで、リピーターの増加につながることを期待する。

#### ⑥ガラス市（仮称）による中心市街地の活性化

世界ブランド化を目指す小樽のガラス工芸品は、平成 17 年度に台湾の太平洋そごうで「小樽ガラス展」を開催し、226 点を出品、8 千人を超える来場者があった。同時に実施したアンケート調査では 2 千人以上からの回答があり、7 割以上から「買いたい」という評価を得ている。

また、同年度に行われた「東京国際家具見本市」に 126 点、「東京テーブルウエアトレードショー」に 397 点を出品した際には、それぞれ 36 件、79 件の具体的な引き合いがあり、知名度アップと新たな販路開拓に成功している。

近年は、小樽および近郊の採取される鉱物資源でガラスの発色研究をおこない、独特な色あいづくりに取り組むなど、新デザイン、新色の製品を開発している。

今後はガラス市（仮称）の開催により、確固たるブランドとしての成長や販路拡大、地場産業の振興に取り組み、観光入込客数の増加につなげる。

#### ⑦景観保全による中心市街地の活性化

本市では、平成 4 年に制定した「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づき、歴史的建造物の保全と新築される建物の景観上の誘導を実施することにより、小樽特有の景観の保全と整備に努めており、より良質な都市景観を創出することにより、「住みたいまち」、「訪れたいまち」としての魅力の向上を図る。

#### ⑧市場と商店街の連携強化による中心市街地の活性化

平成 12 年、本市の特色にもなっている昔ながらの小売市場（9 箇所）により「市場連合会」が立ち上げられ、市では、結成記念事業として市場連携支援事業と個別市場支援事業の 2 つにより支援を行った。

具体的には、市場の魅力を発信するための市場マップの作成や市場買い物スタンプラリーなどを実施した結果、商店街とそこにある市場（入船商店街と入船市場、都通り梁川商店街と中央市場）の連携強化が図られた。

今後も、中心市街地に立地する市場と商店街の連携事業を実施し、来街者の回遊性を向上させ、にぎわいの創出を図る。

### ⑨職人のオリジナル商品開発による中心市街地の活性化

平成4年に設立された「小樽職人の会」では、全国の職人との交流を進める一方で、体験学習等を通じて観光客や修学旅行生にモノづくりの楽しさや手づくり商品のすばらしさを伝えてきたが、平成20年から中心市街地に「マイスターショップ」を開設し、オリジナル商品のテスト販売を開始した。

くぎを使わずに木材を組み、からくり式のロックを仕込んだ貯金箱「銭函運河」や、市内唯一のみそ製造業者が観光客向けにパッケージした「海運武揚味噌」といった、縁起の良い地名や小樽との縁が深い榎本武揚を題材にした企画商品の開発など、観光需要を視野に入れた市場の開拓も進められている。

今後は、モノ作り技術の継承だけでなく、オリジナル商品の売り込みを図ることで、観光客に地域の歴史や文化を伝えつつ地場産業を活性化し、中心市街地のにぎわい創出につなげる。

### ⑩旧国鉄手宮線の保全活用による中心市街地の活性化

本市では、北海道で最初の鉄道である「旧国鉄手宮線」の中央通りから寿司屋通りまでの区間（約510m）を、平成13年度にJR北海道から取得し、既存の鉄道施設を残したままオープンスペースとして暫定整備している。このスペースは、市民や観光客の遊歩道として、また冬の一大イベントである「小樽雪あかりの路」のメイン会場の一つとして活用されている。

そのため、平成18年度には、同線の中央通りから総合博物館までの区間（約1,160m）も取得し、平成20年2月に設立した「旧国鉄手宮線活用懇話会」において、この貴重な産業遺産の保全活用を図るべく検討を行い、中心市街地のにぎわい創出につなげる。

## （2）今後の継続可能性について

以上のような様々な活動が中心市街地で行われてきたことにより、中心市街地の特徴である豊富な地域資源を生かし、多様な主体によるまちづくり活動が行われる環境が醸成されてきた。中心市街地の活性化に当たり、引き続き、多様な主体によるまちづくり活動が行われる必要がある。

そのため、商業者、事業者、行政等により組織される中心市街地活性化協議会が、活性化に向けた「中心市街地の現状と課題」、「基本的な方針と目標」などについて共通認識を持ち、協力関係を築きながら、本基本計画に位置付けられた事業を推進し、新たな主体によるまちづくり活動が行われる土壌を育てて行くこととする。

## [2] 都市計画との調和等

### (1) 小樽市総合計画との整合性について(再掲)

平成 10 年 4 月に策定した小樽市総合計画では、本市の将来都市像を『未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち』としているが、その実現に向けた中長期的な市政の展開方向を体系的に取りまとめた「施策の大綱」において、主要施策の一つとして、以下のとおり中心市街地の整備を進めることとしている。

#### ■中心市街地の整備

- ・ 中央通地区を核に、高齢者や障害者などに配慮した快適でゆとりある歩行者空間の確保など、都市基盤の整備をすすめるとともに、商業や住宅など複合的機能の集積を誘導し、経済活動の活性化や定住人口の増加など、にぎわいのある街並みの創出をはかります。  
また、防災機能の向上に配慮した市街地の整備をすすめます。
- ・ 旧手宮線については、市中心部の活性化に寄与するような有効活用をはかります。

また、本市の高齢化率は 29%を超え、高齢者等が暮らしやすい市街地の形成が急務となっていることから、平成 21 年度から始まる新総合計画の策定に当たっては、中心市街地への都市機能の集約を課題の一つとして検討している。

### (2) 小樽市都市計画マスタープランとの整合性について(再掲)

平成 15 年 4 月に、本市特有の自然・歴史などの特性を生かした個性豊かで魅力と活力にあふれた都市づくりを実現するために、都市計画に関する基本的な方針として「小樽市都市計画マスタープラン」を策定した。

この中で、本市の将来都市像を小樽市総合計画に掲げられている「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」とし、まちづくりの基本目標を「自然を大切にし、歴史を育むまち」、「活気あるまち」、「安心して快適に暮らせるまち」と定め、海と山に囲まれ平地が少ない本市の地形的特性等を踏まえ、人口の減少や少子高齢化などの社会動向も考慮した、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指すこととしている。

### (3) 小樽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(北海道策定)

平成 16 年 2 月に北海道が策定した小樽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、本区域は、道央中核都市圏の中で産業、流通、教育、文化、観光、レクリエーションなどの拠点として広域的な都市機能を分担しており、さらに北方圏における国際交流の拠点的役割を果たすため、将来像を「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」を都市づくりの基本理念とし、土地利用に関する主要な都市計画決定の方針の中で、人口動態や産業の動向等から市街化区域の範囲は現状を維持し、利便性の高いコンパクトな市街地形成を目指すとしているところである。

### [3] その他の事項

#### 北海道との連携

本計画を策定するに当たり設立された「小樽市中心市街地活性化協議会」には、北海道がオブザーバーとして参加しており、今後も絶えず情報交換を行いながら、活性化事業を効果的に実施していく。

また、中心市街地における各種事業等の計画及び実施に当たっては、良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に影響がないよう配慮していく。

#### バリアフリー化に向けて

公共性の高い建築物を高齢者の方々や身体に障害を持つ方々の利用にも配慮した建物とするために、高齢者、障害者等の移動等の円滑の促進に関する法律、北海道福祉のまちづくり条例及び小樽市建築基準法施行条例に基づき、一定規模以上の新築等の工事を行う場合には事前の届出を要することとしており、整備基準の適合を義務づけている。

また、市内の路線バスにおいては、高齢者や乳幼児を連れた人でも乗降のしやすいように出入口が低床となったバスの導入を行っており、今後もバリアフリー化に向けた事業の実施に努めていく。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	p. 1～33、p. 47～67
	認定の手續	p. 104～106
	中心市街地の位置及び区域 に関する基本的な事項	p. 34～46
	4から8までの事業及び措 置の総合的かつ一体的推進 に関する基本的な事項	p. 101～107
	中心市街地における都市機 能の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	p. 108～110
	その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	p. 111～115
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	p. 68～100
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	p. 47～67
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	p. 68～107
	事業の実施スケジュールが 明確であること	p. 68～107